

克雪住宅推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 克雪住宅推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)及びこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、住宅の克雪化に要する経費を補助することにより、屋根雪降ろしの負担を軽減し、雪に強く、少子高齢化社会に対応した安全で安心して暮らせる住環境整備の促進を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、克雪住宅とは屋根雪を人力で下ろす必要のない融雪型及び耐雪型の住宅で、それぞれ次に掲げる基準を満たすものをいう。

(1) 融雪型住宅 屋根に降った雪を融雪する屋根融雪設備を設けた住宅のうち、次に該当するものをいう。

ア 熱源式 熱エネルギーを利用して融雪する屋根融雪設備(開放型の散水融雪装置を除く。)

イ 散水式 井戸水を利用して融雪する屋根融雪設備(降雪センサーによる自動制御機能のあるもの)のうち、市内業者により設置されたもの

(2) 耐雪型住宅 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第86条の規定による積雪荷重(垂直積雪量3メートル、単位荷重1センチごとに $30N/m^2$ 以上)に対し、屋根雪を下ろさずとも安全であることが構造計算等により確認できる住宅をいう。

(3) 市内業者 市内に本社又は本店となる事業所を有する法人

(補助対象者)

第4条 補助対象となる者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象住宅に居住する又は工事完成後に居住を開始する個人所有者
 - (2) 市税の滞納のない者
- (補助対象住宅)

第5条 補助対象となる住宅は、次に掲げる要件を全て満たす住宅とし、構造種別は問わないものとする。

- (1) 勝山市内に位置していること。
 - (2) 戸建て専用住宅又は戸建て併用住宅で延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものであること。
 - (3) 過去に勝山市屋根融雪設備設置促進事業補助金交付要綱及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (補助対象工事)

第6条 補助対象となる工事は、それぞれ次に掲げる工事とする。

- (1) 融雪型住宅 新築工事及び新たに融雪型住宅とするための既存住宅の改修工事
 - (2) 耐雪型住宅 新築工事
- (補助金の額)

第7条 補助金の額は、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 融雪型住宅 屋根融雪設備の設置費(消費税及び地方消費税の額を含む。)に6分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、30万円を限度に交付する。ただし、井戸掘削に要する費用を除く。
- (2) 耐雪型住宅 一般住宅と比べて増加する工事費に対し、一律50万円を交付する。

(補助金の交付申請)

第8条 この補助金を受けようとする申請者は、当該補助金の交付を受けようとする住宅の工事を着手する前に、克雪住宅推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書(申請年の1月1日時点で市外に住民登録のある場合)

(2) 見積書の写し

(3) 居住誓約書(様式第1—2号)(対象住宅に工事完成後に居住を開始する場合)

(4) 次のいずれかの図面

ア 融雪型住宅を整備する場合は、位置図、配置図及び設備設置箇所を記した屋根伏図

イ 耐雪型住宅を整備する場合は、位置図、配置図、平面図、立面図及び屋根伏図

(5) 次のいずれかの書類

ア 融雪型住宅を整備する場合は、主要設備の仕様書及び節水協力に関する誓約書(様式1—3号)(散水式屋根融雪設備の場合)

イ 耐雪型住宅を整備する場合は、構造計算書の写し(構造設計者名を記した表紙、積雪量及び荷重の設定部分)及び雪庇処理に関する誓約書(様式第1—4号)

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、克雪住宅推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知する。

2 前条第1項の当該申請者は、前項の通知がある前に工事に着手してはならない。

(申請内容の変更等)

第10条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者は、当該申請した内容を変更又は中止しようとするときは、克雪住宅推進事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)に当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金交付の変更又は中止の可否を決定し、克雪住宅推進事業補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知する。

(完了報告)

第11条 第9条第1項の規定により交付決定した申請者は、工事が完了したときは速やかに克雪住宅推進事業完了実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その審査を受けなければならない。ただし、提出期限を申請年度内とする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事写真(着工前及び完成後)
- (3) 請負契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の請求)

第12条 補助金の交付を受けようとするときは、克雪住宅推進事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、前条第1項の規定による審査を行った後に当該申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。